

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の 調査報告依頼について(継続のお願い)

感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況については、これまで、「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について(報告時期変更)」に基づきご報告いただいていたところです(以下「従前の調査」という。)が、今般、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について(協力依頼)」(令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号。以下「3月26日通知」という。)により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省及び内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室において委託する団体から、貴管内の医療機関に対して直接調査をすることとしております(以下「新方式による調査」という。)。

新方式による調査については、順次開始することとしておりますが、各都道府県における医療機関の医療提供状況等を正確に把握し続ける観点から、令和2年3月31日の状況については、従前の調査に則って、同年4月1日までにご報告いただきますようお願いいたします。

なお、それ以降の状況については、基本的には3月26日通知でお願いしているとおり、新方式により調査することとしておりますので、引き続き、本件の周知等について、ご協力いただきますようお願いいたします。